

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構

## 人を対象とする研究に関する倫理規程

令和6年5月21日

2024規程第28号

### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 倫理審査委員会
- 第3章 研究実施の手続き
- 第4章 研究の実施
- 第5章 インフォームド・コンセント
- 第6章 教育の実施
- 第7章 苦情等の窓口
- 第8章 その他
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）に所属する者が実施する人を対象とする研究に関し、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省、厚生労働省、経済産業省告示第1号。以下「指針」という。）を遵守する上で必要な事項を定めることにより、人間の尊厳と人権が尊重され、人を対象とする研究が適正に実施されることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「研究」とは、人を対象として次のイ又はロを目的として実施される活動をいう。

イ 次の(イ)、(ロ)、(ハ)又は(ニ)を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること。

(イ) 傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）の理解

(ロ) 病態の理解

(ハ) 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証

(二) 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証

ロ 人由来の試料及び情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること。

(2) 「研究対象者」とは、次に掲げるいずれかに該当する者（死者を含む。）をいう。

イ 研究を実施される者（研究を実施することを求められたものを含む。）

ロ 研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者

(3) 「インフォームド・コンセント」とは、研究の実施又は継続（試料・情報の取扱いを含む。）に関する研究対象者等（研究対象者に加えて、代諾者等を含めたもの。以下同じ。）の同意であって、当該研究の目的及び意義、方法、研究対象者に生じる負担並びに予測される結果（リスク及び利益を含む。）等について研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者から十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいてなされるものをいう。

(4) 「適切な同意」とは、試料・情報の取得及び利用（提供を含む。）に関する研究対象者等の同意であって、研究対象者等がその同意について判断するために必要な事項が合理的かつ適切な方法によって明示された上でなされたものであり、試料・情報のうち個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）における本人の同意をいう。

(5) 「代諾者」とは、生存する研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者がインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者に対してインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる者をいう。

(6) 「代諾者等」とは、代諾者に加えて、研究対象者が死者である場合にインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる者を含めたものをいう。

(7) 「試料」とは、血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したDNA等、人の体から取得されたものであって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）をいう。ただし、既に学術的な価値が定まり、研究実績として十分に認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な試料は含まれない。

(8) 「情報」とは、研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）をいう。ただし、既に学術的な価値が定まり、研究実績として十分に認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な情報又は個人に関する情報に該当しない既存の情報若しくは既に作成されている行政機関等匿名加工情報は含まれない。

(9) 「試料・情報」とは、試料及び情報をいう。

(10) 「既存試料・情報」とは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

イ 研究計画書が作成されるまでに既に存在する試料・情報

ロ 研究計画書の作成以降に取得された試料・情報であって、取得の時点においては当該研究計画書の研究に用いられることを目的としていなかったもの

(11)「個人情報」とは、国立研究開発法人物質・材料研究機構個人情報保護規程（平成17年3月4日 17規程第1号。以下「個人情報保護規程」という。）第2条第1項第1号に規定するものをいう。

(12)「個人識別符号」とは、個人情報保護規程第2条第1項第2号に規定するものをいう。

(13)「仮名加工情報」とは、個人情報保護規程第2条第1項第5号に規定するものをいう。

(14)「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報保護規程第2条第1項第16号に規定するものをいう。

(15)「個人関連情報」とは、個人情報保護規程第2条第1項第7号に規定するものをいう。

(16)「個人情報等」とは、個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報及び個人関連情報をいう。

（基本方針）

第3条 研究の実施にあたって、全ての関係者は、次に掲げる事項を基本方針として、研究を進めなければならない。

(1) 社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること。

(2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。

(3) 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考量すること。

(4) 独立した公正な立場における倫理審査委員会の審査を受けていること。

(5) 研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。

(6) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。

(7) 研究に利用する個人情報等を適正に管理すること。

(8) 研究の質及び透明性を確保すること。

（他の法令等との関係）

第4条 研究の実施にあたっては、この規程に定めるほか、法令、指針、その他国の策定する指針（以下「指針等」という。）及び機構の他の規程等の定めるところによる。

（人を対象とする研究総括責任者）

第5条 機構内に、人を対象とする研究総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、原則として機構の定年制職員とし、理事長が指名する。

3 総括責任者は、人を対象とする研究の実施に関する調査審議を行う責務を有する。

4 総括責任者は、研究等の活動状況について人を対象とする研究管理者等から適宜報告を受け、その結果について定期的に理事長に対し報告を行うものとする。

(人を対象とする研究管理者)

第6条 人を対象とする研究管理者（以下「管理者」という。）は、総括責任者が、この規程を熟知し、人を対象とする研究の知識及び技術に習熟した定年制職員のうちから指名する。

2 管理者は、次の各号に掲げる業務について、総括責任者を補佐する。

- (1) 研究の安全確保及び適正な実施に係る業務の総合調整に関すること。
- (2) 人を対象とする研究責任者及び人を対象とする研究実施者に対する指導、助言、勧告等に関すること。
- (3) 人を対象とする研究責任者及び人を対象とする研究実施者の登録及び登録名簿の管理に関すること。
- (4) 人を対象とする研究等の適正な管理に関すること。
- (5) 教育訓練の企画及び実施に関すること。
- (6) その他、適正かつ円滑な研究の実施に関すること。

(人を対象とする研究責任者)

第7条 研究者が研究を行うときは、研究課題ごとに研究者のうちから人を対象とする研究責任者（以下「研究責任者」という。）を置くものとする。なお、原則として研究責任者は、機構の定年制職員とする。

2 研究責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 人を対象とする研究計画書の作成に関すること。
- (2) 人を対象とする研究に係る届出及び承認申請並びにそれらに係る報告に関すること。
- (3) 人を対象とする研究実施者の指揮監督に関すること。
- (4) 研究の実施状況及び実施結果の管理者等への報告に関すること。
- (5) 使用する実験室及び設備の点検及び管理に関すること。

3 研究責任者は、人を対象とする研究の取扱いに不適切な状況を確認した時は、速やかに管理者及び総括責任者に報告しなければならない。

(研究代表者)

第8条 一の研究計画書に基づき複数の研究機関において実施される研究（以下「多機関共同研究」という。）において、機構の職員が複数の研究機関の研究責任者を代表するにあたっては、前条に掲げる研究責任者を研究代表者として充てる。

2 研究代表者は、複数の研究機関の研究責任者を代表する者として、多機関共同研究を総括する。

3 研究代表者は、多機関共同研究の各研究機関の長が決定する研究実施に係る許可を確認しなければならない。

4 この規程において以降、指針等に照らし、必要に応じて「研究責任者」を「研究代表者」と読み替える。

(人を対象とする研究実施者)

第9条 人を対象とする研究実施者（以下「研究実施者」という。）は、あらかじめ研究計画ごとに、研究責任者が指名する。

- 2 研究実施者は、研究を実施する前に、第26条第1項に定める教育を受け、指針等及びこの規程を熟知するよう努めなければならない。
- 3 研究実施者は、前項のほか、第26条第2項に定める教育を受けなければならない。
- 4 研究実施者は、研究責任者の指導及び監督のもと、総括責任者が許可した研究計画に沿い、試料・情報の入手、使用及び廃棄等に関して適切に実施すること等により、研究を適正に実施しなければならない。

## 第2章 倫理審査委員会

(設置)

第10条 機構内に、倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、研究責任者から付議のあった研究計画に関して、研究倫理の観点及び科学的妥当性の観点から審査し、研究責任者に対し意見を述べるものとする。
- 3 委員会は、審査を行った研究計画に関して、その実施状況等について調査し、その結果について研究責任者に対し意見を述べることができる。
- 4 委員会は、総括責任者の諮問に応じ、研究の倫理に関する基本的事項について検討し、総括責任者に対し意見を述べるものとする。
- 5 委員会は、第3項の調査のほか必要と認める事項について調査を行うことができる。
- 6 総括責任者及び研究責任者は、委員会が行う調査に協力しなければならない。

(組織)

第11条 委員会は、委員長及び委員5名以上をもって構成し、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 以下の者を含むこと（それぞれ他を同時に兼ねることはできない。）。
  - イ 生物学・医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
  - ロ 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
  - ハ 一般の立場から意見を述べることのできる者
- (2) 「ヒトiPS細胞又はヒト組織細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」(平成22年文部科学省告示第88号)に規定される生殖細胞を作成する研究計画を審査する場合においては、生物学、医学及び法律に関する専門家、生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者並びに一般の立場に立って意見を述べられる者を含むこと。
- (3) 機構外の者を2名以上含むものであること。
- (4) 男女両性で構成されていること。ただし、第2号の生殖細胞を作成する研究計画を審査する場合においては、それぞれ2名以上であること。

- 2 第1項の委員は、総括責任者が指名又は委嘱する。
- 3 第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第12条 委員会は委員長が必要と認めるとき、これを開催する。

- 2 委員会における調査審議の結果は、全委員の過半数の同意により決定されるものとする。
- 3 委員会が必要と認めるときは、その審議する事案に関して専門的知識、経験等を有する者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員長及び委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(委員の謝金及び旅費)

第13条 機構外の委員には、国立研究開発法人物質・材料研究機構旅費規程（平成13年4月2日 13規程第12号。以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費を支給することができる。また、国立研究開発法人物質・材料研究機構謝金及び委員等手当の支給基準について（令和元年9月24日 2019達第28号。以下「謝金及び委員等手当の支給基準」という。）に基づき、委員等手当を支給することができる。

(委員会の事務)

第14条 委員会の事務は、総括責任者が指定する部署において行う。

### 第3章 研究実施の手続き

(研究実施の手続き)

- 第15条 研究責任者は、研究を実施するとき又は研究計画を変更するときは、あらかじめ、別に定める事項を記載した研究計画審査依頼書により、委員会に付議しなければならない。なお、この規程で対象とならない研究についても、研究責任者は委員会に付議し、意見を聴くことができる。
- 2 多機関共同研究にあつて機構の職員が研究代表者である場合は、当該研究を実施するとき又は当該研究計画を変更するときは、あらかじめ、多機関共同研究に係る一の研究計画書を委員会に付議しなければならない。なお、当該研究代表者が機構外の一の倫理審査委員会（以下「機構外委員会」という。）による一括した審査を求める場合も同様に機構外委員会に付議しなければならない。
- 3 研究責任者は、研究計画について総括責任者の許可を受ける場合、委員会又は機構外委員会に意見を聴いた後に、当該委員会の審査結果及び当該委員会に提出した書類、その他

総括責任者が求める書類を、別に定める事項を記載した研究計画実施許可申請書により、総括責任者に申請しなければならない。また、研究計画実施許可申請書の内容を変更するときも同様に総括責任者に申請しなければならない。

- 4 総括責任者は、前項の申請を受けたときは、委員会又は機構外委員会の意見を尊重し、研究計画の実施を許可するか否かを決定する。
- 5 総括責任者は、第4項の決定をしたときは、研究責任者に通知するものとする。
- 6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究を実施する必要があると判断される場合には、研究責任者は、当該研究の実施について委員会又は機構外委員会の意見を聴く前に総括責任者の許可のみをもって研究を実施することができる。この場合において、研究責任者は、許可後遅滞なく委員会又は機構外委員会の意見を聴くものとし、委員会又は機構外委員会が研究の停止若しくは中止又は研究計画書の変更をすべきである旨の意見を述べたときは、当該意見を尊重し、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更するなど適切な対応をとらなければならない。

(研究実施者の届出)

- 第16条 研究責任者は、前条第3項の申請を行うときは、研究実施者の一覧を所定の様式により、総括責任者に届け出なければならない。
- 2 研究責任者は、研究実施者の追加、削除又は職名の変更等が生じたときは、研究実施者の一覧を所定の様式により、総括責任者に届け出なければならない。
  - 3 総括責任者は、前二項の届出があったときは、必要に応じて、研究責任者及び研究実施者に対して指導等を行うことができる。

#### 第4章 研究の実施

(研究の実施)

- 第17条 研究責任者及び研究実施者は、総括責任者が許可した研究計画の実施にあたっては、この規程及び指針等を遵守し、研究の適正性の確保に努めなければならない。
- 2 研究責任者及び研究実施者は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない状態にある試料、特定の個人を識別することができない状態にある試料、個人情報でない情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報又は個人関連情報について、合理的な理由なく特定の個人の識別を試みる行為を行ってはならない。死者の試料・情報についても同様とする。
  - 3 研究責任者及び研究実施者は、試料・情報の入手、使用及び廃棄等を適切に管理し把握しなければならない。
  - 4 研究責任者及び研究実施者は、研究対象者の研究への参加状況を適切に管理し把握しなければならない。
  - 5 研究責任者及び研究実施者は、試料・情報を外部の機関等に提供するときは、当該試料・

情報の提供に関する記録を作成しなければならない。また、研究責任者は、当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。

6 研究責任者及び研究実施者は、試料・情報を外部の機関等から提供を受けるときは、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続きが取られていることを確認するとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。また、研究責任者は、当該記録を当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間保管しなければならない。

7 研究責任者は、試料・情報の管理状況について、総括責任者から照会を求められたときは速やかにこれに応じなければならない。

(研究実施状況の報告義務)

第18条 研究責任者は、研究の実施状況について別に定める事項を記載した研究実施経過・終了報告書により年度毎に、又は研究が終了したときは、終了後速やかに、総括責任者に報告しなければならない。

2 総括責任者は、研究責任者から前項の報告を受けたときは、当該研究計画の審査を行った委員会へ報告するものとする。

3 研究責任者は、総括責任者、委員会又は機構外委員会から研究に関して報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(試料・情報の取扱い)

第19条 研究責任者及び研究実施者は、試料・情報(研究に用いられる試料・情報の提供に関する記録を含む。)の漏えい、混交、盗難又は紛失等が起こらないようにするための適切な措置を講じなければならない。

2 研究責任者及び研究実施者は、試料・情報を外部の機関等に提供するときは、原則として他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない状態、又は特定の個人を識別することができない状態で提供しなければならない。死者の試料・情報についても同様とする。ただし、指針等に基づく手続き等が行われている場合は、この限りでない。

3 研究責任者及び研究実施者は、試料・情報を廃棄するときは、特定の個人を識別することができないようにするための適切な措置を講じなければならない。

4 研究責任者及び研究実施者は、研究終了後においても指針等に基づき、試料・情報を保管するための適切な措置を講じなければならない。

(盗難及び紛失時の措置)

第20条 試料・情報の盗難又は紛失を発見した者は、直ちに総括責任者に連絡しなければならない。

2 研究責任者は、前項の事態が発生したときは、総括責任者の協力の下、直ちに必要な措置を講じなければならない。また、必要なときは、委員会又は関係者の協力を求めることができる。

(事故及び災害時の措置)

第21条 研究責任者及び研究実施者は、研究対象者の研究参加に際して、事故若しくは災害の発生又はそのおそれのあるときは、直ちに、適切な措置を講じなければならない。

2 研究責任者は、前項の事態が発生したときは、総括責任者に連絡しなければならない。  
(有害事象への対応)

第22条 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において、研究対象者への重篤な有害事象の発生を知ったときは、直ちに、その旨を総括責任者に報告しなければならない。なお、多機関共同研究にあつて機構の職員が研究代表者である場合は、速やかに当該研究を実施する共同研究機関の研究責任者に対して、当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。

2 総括責任者は、前項の報告があつた場合には、速やかに必要な対応を行うとともに、必要に応じ、有害事象について委員会に報告し、その意見を聴き、適切な措置を講じるものとする。

## 第5章 インフォームド・コンセント

(インフォームド・コンセント等)

第23条 研究責任者又は研究実施者は、研究を実施するときは、原則としてあらかじめ研究対象者に対して、指針等に従い、インフォームド・コンセント又は適切な同意を受ける、若しくは、その研究の趣旨・目的等について通知又は公開した上で、研究対象者が拒否できる機会を保障しなければならない。

2 研究責任者又は研究実施者は、研究対象者が有効なインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができないと客観的に判断される、若しくは死者の場合であつて、その人の協力を受けなければ研究が成り立たないときは、代諾者等に対し、前項の手続きを行わなければならない。ただし、死者においては、研究を実施されることが、その生前における明示的な意思に反している場合を除く。

3 研究責任者又は研究実施者は、研究対象者が未成年者の場合にはその未成年者の代諾者から同意を受けるとともに、できる限り本人の意思を確認しなければならない。ただし、研究対象者が中学校等の課程を修了している、又は16歳以上の未成年者であり、かつ、研究実施に関する十分な判断能力を有すると判断され、侵襲を伴わず、研究対象者の親権者又は未成年後見人等に対し拒否できる機会を保障する場合は、委員会の意見を聴き、総括責任者の許可を受けたときは、研究対象者本人に対する第1項の手続きのみとすることができる。

4 研究責任者は、他の研究機関に試料・情報を提供しようとする場合又は他の研究機関から試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合、当該試料・情報の内容に応じインフォームド・コンセント等について確認し、必要に応じて指針等に基づく対応をしなければならない。

5 研究責任者又は研究実施者は、前各項の規定により受けた同意事項を遵守しなければ

ならない。

- 6 研究責任者又は研究実施者は、第1項から第4項までに関する同意の撤回又は拒否があったときは、これに速やかに応じなければならない。ただし、撤回又は拒否の内容に従った措置を講じることが困難な場合であって、当該措置を講じないことについて委員会の意見を聴いた上で総括責任者が許可した場合は、この限りでない。

なお、その場合、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講じない旨及びその理由について、研究責任者又は研究実施者が研究対象者に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(個人情報の保護等)

第24条 研究責任者及び研究実施者は、原則として、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない状態にある試料、特定の個人を識別することができない状態にある試料、個人情報でない情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報又は個人関連情報を使用しなければならない。ただし、研究対象者又は代諾者が特定の個人を識別することができる状態にある試料又は個人情報を使用することに同意している場合は、この限りでない。

- 2 研究責任者及び研究実施者は、個人情報等の保護については、この規程に定めるほか、機構内の他の規程等に定めるところに従う。
- 3 研究責任者及び研究実施者は、個人情報の不適正な取得及び利用の禁止、正確性の確保等、安全管理措置、漏えい等の報告、開示等請求への対応などを含め、個人情報等の取扱いに関して、指針の規定のほか、個人情報保護法、条例等を遵守しなければならない。
- 4 研究責任者及び研究実施者は、試料の取扱いに関して、指針の規定を遵守するほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて、必要かつ適切な措置を講じるよう努めなければならない。
- 5 研究責任者及び研究実施者は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を識別することができる試料・情報に関しても、生存する個人に関する情報と同様に、指針の規定のほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講じるよう努めなければならない。

(研究の参加に係る費用)

第25条 委員会の審査を受け、総括責任者が許可した場合は、社会通念上、妥当な範囲で研究対象者に対して謝金及び委員等手当の支給基準に基づき、謝金を支給することができる。また、必要に応じて、旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

## 第6章 教育の実施

(教育の実施)

第26条 研究責任者は、研究実施者に対し、研究を実施する前に、この規程のほか、研究における倫理面に関する国内外の関連法令、指針及びその他必要と認める事項について

て教育を実施しなければならない。また、教育の実施に関して、その内容を記録し、保存しなければならない。

- 2 研究責任者は、前項に定めるもののほか、必要があると判断したときは、研究における倫理面に関する教育を実施することができる。
- 3 総括責任者は、委員会の委員及びその事務に従事する者に対し、この規程のほか、審査及び関連する業務等に関する教育を実施するものとする。

## 第7章 苦情等の窓口

(苦情等の窓口)

第27条 総括責任者は、研究対象者又は代諾者等からの苦情等の問合せに適切に対応するため、窓口を設置する。

- 2 苦情等の窓口は、総括責任者が指定する部署において行う。

## 第8章 その他

(必要な措置)

第28条 この規程に違反し、又はそのおそれのある研究が計画又は実施されていることを知り得た者は、速やかに管理者を通じ、総括責任者に報告しなければならない。また、管理者は必要に応じて、研究責任者に報告しなければならない。

なお、多機関共同研究にあつて研究代表者が機構の職員ではない場合は、研究責任者が当該研究代表者へ報告しなければならない。

- 2 総括責任者は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、研究の制限又は中止その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 総括責任者、管理者及び研究責任者は、第1項の報告をしたことを理由として、その者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(準用)

第29条 試料を扱う研究は、その試料の安全性が確認されていないときは、この規程のほか、微生物等を用いる実験の実施に関する規程（平成15年3月15日 15規程第5号）に定めるところに従う。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行にあたって必要な事項は、別に定めることができる。

## 附 則

1. この規程は、令和6年5月21日から施行する。
2. 国立研究開発法人物質・材料研究機構人を対象とする研究の実施に関する規程（平成

31年2月26日 2019規程第1号) は、廃止する。